

【 募 集 要 領 】

『第六期帯広市総合計画「基本計画」中間見直し(案)』に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

「第六期帯広市総合計画（六期総）」は、帯広のまちづくりをすすめるための指針であり、市が策定するすべての計画の基本になるものです。

六期総は、まちづくりの目標などを示した「基本構想」（計画期間10年）と、基本構想を実現するための17の政策と50の施策を示した「基本計画」（同10年）、市が具体的に取り組む約700の事務事業を示した「推進計画」（同3年）で構成されています。

このうち「基本計画」は、計画期間中に生じる社会経済状況などの変化に柔軟に対応するため、中間年において点検し、必要に応じて適切な見直しを行うこととしており、市では、平成25～26年に点検・見直しの作業を行いました。

このたび、「基本計画」の中間見直し案を取りまとめ、パブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

なお、『第六期帯広市総合計画「基本計画」中間見直し（案）』の3ページに掲載している「①見直す成果指標」中、「障害者社会参加促進事業の参加者数」および「グループホーム・ケアホームの定員数」の目標値等については、平成27年1月9日から実施予定の第四期帯広市障害福祉計画のパブリックコメントでご意見を募集します。

1. 意見をいただく名称

第六期帯広市総合計画「基本計画」中間見直し（案）

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配付
パブリックコメント（市民意見の提出制度）実施について	○	○	○
第六期帯広市総合計画	○	○	
第六期帯広市総合計画「基本計画」中間見直し（案）	○	○	○

3. 資料の閲覧・配付場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4110
市庁舎 5階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
市庁舎 5階 企画課 ※担当課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	企画課 65-4105
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西 2 南 8 (藤丸 8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市政策推進部企画課(市庁舎5階)まで
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
ファクス番号 : 0155-23-0151
メールアドレス : plan@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

平成26年12月15日(月)～平成27年1月14日(水)

※郵送の場合は当日必着

※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。